

彼らの願いは、  
平和の戻った、  
故郷へ帰ること。

# UNHCR

国連の難民援助活動にご協力ください



国連UNHCR協会

## United Nations High Co

ユー・エヌ・エイチ・シー・アール  
UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)は、  
1950年に設立された国連の難民支援機関です。  
難民・避難民を国際的に保護・支援し、  
難民問題の解決に対して働きかけています。  
1954年、1981年にはノーベル平和賞を受賞。  
スイス・ジュネーブに本部を置き、  
世界100カ国以上で援助活動を行っています。

1991年から2000年まで緒方貞子氏が  
第8代国連難民高等弁務官を務めました。  
今も世界中の援助現場で  
たくさんの日本人職員が活躍しています。

難民とは？

## 国連UNHCR協会は、 UNHCRの公式支援窓口です。

難民の惨状をみて、何か援助をしたいと思った事はありませんか。  
ひとりひとりの寄付が積み重なることで、ふるさとを追われた多くの難民の  
生活を支え、希望を与えることができます。  
私たちは「認定NPO法人」ですので、みなさまのご寄付は税控除の対象と  
なります。国連UNHCR協会は、みなさまの善意をベストな形で活動に  
つなげてゆく団体です。

### ご寄付の方法



口座番号:00140-6-569575 加入者名:国連UNHCR協会  
※添付の払込取扱票をご利用ください。手数料は当協会がお支払いする加入者負担です。



www.japanforunhcr.org 「今すぐご寄付」より

ご寄付は銀行、クレジットカード、Edyなどによってお申し込みいただけます。  
コンビニやゆうちょ銀行の取扱票のご請求もこちらからお受けします。



難民支援に関する各種情報をEメールでお送りしています。  
ご登録はwebサイトからお願いいたします。



いつかもう一度  
「ふるさと」へ。

戦争や迫害で故郷を追われた、難民の人たち。  
それでも彼らは希望を捨てず、受け入れてくれた  
国や地域で、今日も精いっぱい学び働いています。  
いつかもう一度「ふるさと」へ。  
それは、難民の人たちの切なる願いです。  
私たち国連UNHCR協会に、  
あなたの力を貸してください。



社団法人「ACジャパン」は「公益広告掲載」の新しい名刺です。  
ACジャパンは、この団体の活動を支援しています。

### 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F  
TEL:03-3499-2450 FAX:03-3499-2273  
Email:info@japanforunhcr.org URL:www.japanforunhcr.org

copyright©Japan for UNHCR



## mmissioner for Refugees

この受領証は、ゆうちょ銀行で  
機械処理をした場合は郵便振替  
の払込みの証拠となるもので  
から大切に保存してください。

ご寄付は UNHCR が最も必要とする  
地域・プロジェクトに充当させていただきます。  
ご指定のある方は通信欄にご記入ください。  
活動の状況により、他のプロジェクトに充当させていただくことがあります。

### 領収証について

ご寄付は寄付金控除(優遇措置)等の対象になります。領収証は原則としてご寄付の都度お送りします。  
領収証ご不要、または年1回の送付をご希望の方は、ご連絡ください。  
法人・団体の場合は決算月をご連絡いただければ、その時期に年間領収証をお送りいたします。

\* 国連UNHCR協会では、複数のご寄付口座があり、[00110] または [00140] で始まる  
いずれの口座も、同じ難民支援へのご寄付となります。

避難先より帰還し、家族との再会を喜ぶ人々  
タジキスタン ©UNHCR/A.Harper 1996

紛争に巻き込まれたり、宗教や人種、政治的立場といった様々な理由で迫害を受けるなど、生命の  
安全を脅かされ、他国に逃げ出さざるを得なかった人々のことを言います。また、故郷を追われ  
ながらも国境を越えず、国内で避難を強いられている人々は「国内避難民」と呼ばれます。

ご注意  
この払込書は、機械で処理  
しますので、本票を汚したり、  
折り曲げたりしないでください。

この場所には、何もしないでください。



107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F | Tel:03-3499-2450 | Fax: 03-3499-2273

UNHCRの援助活動は、緊急事態から故郷への帰還、生活再建まで、多岐にわたります。

## 1 緊急支援

ある日突然自分の街が戦火に包まれたら、人々はほとんど何も持たず避難するしかありません。何日も水や食べ物を口にできないこともあります。男性は兵士に駆り出されたり、殺害されることもあり、難民の約8割が女性と子どもです。

<援助物資の支給>



©UNHCR/B.Balock

<キャンプの設営>



©国連UNHCR協会

<水の支給>



©国連UNHCR協会

キャンプを設営し、テント、毛布、水、食糧、医療、生活用品を支給します。まずは最低限の生活が営めるように援助します。

## 2 中長期的支援

故郷へ帰る日を待ち望みながら、故郷に平和と安全が戻るまで、厳しい避難生活がつづきます。それは、数ヶ月で終わることもあれば、数十年と長期化することもあります。

<医療>



©UNHCR/N.Behring

<教育>



©UNHCR/J.Redfern

<職業訓練>



©UNHCR/M.Pearson

緊急事態が落ち着くと、難民が自立していく支えとなるように、子どもには教育を、大人には職業訓練を提供します。また、虐殺や迫害、レイプなどの被害で心に傷を負った人のカウンセリングも行います。

## 3 恒久的解決に向けて

避難生活が終わるとき、ゼロからの生活再建が始まります。難民にとって最も望ましいことは、故郷に平和が戻り、帰還することです。しかし、それがかなわない場合には、避難した国やその他の国などが難民たちを受け入れることもあります。

<帰還>



©UNHCR/P.Flomoko

<住宅再建>



©UNHCR/L.Selzic

<植林事業>

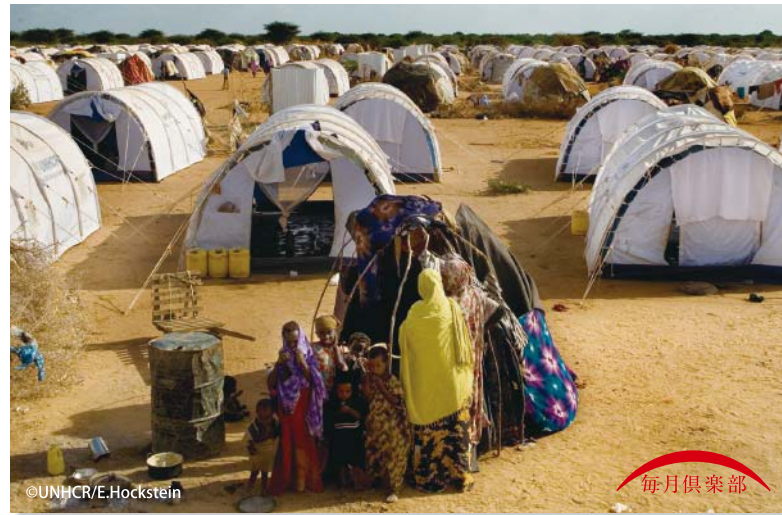


©UNHCR/N.Behring

帰還に必要な交通費や当面の日用品などの支給、学校や診療所、給水設備の修復などの生活再建を支援。また、職業訓練や語学研修などを通じて、難民自身の自立を促します。争いが続いた地域では対話を促進し、紛争後の信頼醸成にも尽力します。

難民のために、難民とともに — UNHCRは彼らに寄り添い続けます。

今あなたに、ご協力してほしいことがあります。



©UNHCR/E.Hockstein

毎月倶楽部

遠く離れた日本から、力をあわせ、難民を支えていきませんか。

月々1000円から参加できる、継続的なご支援「毎月倶楽部」に、ご協力ください。

UNHCRは難民が我が家を追われた日からはじまる長い避難生活の間、水・食糧の支給から、住居、健康管理そして教育にいたるまで、全てを支えつづけます。月々一定額をご支援いただく「毎月倶楽部」は、難民にもUNHCRにも、なくてはならない募金方法です。「毎月倶楽部」への参加者が増えますと、長期の支援が欠かせない学校教育なども安定してすすめることができます。

ご希望の方に「資料」をお送りします。フリーダイヤルにお電話ください。

ゴシェン ナンミンニ  
0120-540-732  
(平日 10:00~18:00)

▶ みなさまのご支援で、できること。 ※地域やプログラムにより異なります。

1,000円  
寒さから身を守る毛布  
2枚

©UNHCR

3,000円  
教科書  
10人分

©UNHCR/B.Heger

5,000円  
調理器具セット  
2家族分

©UNHCR/C.Lune-Grayson

15,000円  
家族が住めるテント  
1張

©UNHCR/H.Caux

30,000円  
1日分の食事  
100人分

©UNHCR/R.Hakozaki

50,000円  
学校用大型テント  
1張

©UNHCR/H.Caux

▶他にもこのようなご支援方法があります。

### イベントの開催

写真パネルやDVDの貸し出しを行っています。地域の催物での啓蒙活動にご協力ください。

### 学習訪問

修学旅行での班別学習や、総合学習での自由研究、人道支援や平和について考える国際理解教育の一助としたい、などのご要望に応じて、小・中・高校生の学習訪問をお受けしています。

### 遺贈・相続財産・お香典によるご寄付

ご自身やご家族の大切な財産を、世界の難民・避難民へ役立てたい。皆様の想いにおこたえし、遺贈による寄付プログラムをご用意しています。

遺言によるご寄付(遺贈)、また相続財産からのご寄付に関する、パンフレットをご用意しております。

※当協会への遺贈、および相続財産の寄付には、相続税がかかります。

ご葬儀の際の、お香典やお供花料のお返しにかえて、国連の難民援助活動にご寄付いただけます。ご寄付くださった旨を記した御礼カードをご用意いたします。

ご寄付は随時お受けしています。こちらの払込取扱票をお使いください。▶

払込金受領証	通常払込料金額	001406	加入者負担	000000	金額	569575	国連UNHCR協会	おなま	様
	口座番号	001406	加入者負担	000000	金額	569575	国連UNHCR協会	おなま	様
取扱い店日附印									

記載事項を訂正した場合は、その都度訂正印を押してください。

払込金受領証	通常払込料金額	001406	加入者負担	000000	金額	569575	国連UNHCR協会	おなま	様
	口座番号	001406	加入者負担	000000	金額	569575	国連UNHCR協会	おなま	様
取扱い店日附印									
電話番号		2340-2010							
Eメール		*Eメール (難民支援のお知らせをお送りします。)							
取扱い店日附印									

切り取りながら、必ず正確に貼ってください。

こちらの用紙にご希望の金額をご記入の上、ゆうちょ銀行よりお申し込みください。

あなたのご寄付が、難民たちの未来に希望をあたえます。